

令和8年度  
日本薬科大学  
学則

## 学 則 目 次

第 1 章	総則
第 2 章	学部、学科、大学院及び学生定員
第 3 章	修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日
第 4 章	授業科目及び単位数
第 5 章	履修方法及び単位算定基準
第 6 章	単位の授与
第 7 章	卒業、学位及び教職課程
第 8 章	入学、再入学、編入学、転入学
第 9 章	休学、復学、留学、転学部、退学、転学及び除籍
第 10 章	科目等履修生、委託生、研究生及び外国人学生
第 11 章	賞罰及び懲戒
第 12 章	検定料、授業料、試験料等
第 13 章	教職員組織
第 14 章	教授会
第 15 章	附属施設
第 16 章	厚生保健
第 17 章	研修宿泊棟
第 18 章	公開講座
第 19 章	その他
附 則	

別表-1	授業科目及び単位数
別表-2	検定料
別表-3	学納金（入学時） 学納金（2年次以降） 学納金（科目等履修生、委託生、研究生）
別表-4	教職課程履修費
別表-5	試験料

# 日本薬科大学学則

## 第 1 章 総 則

(目的及び使命)

**第 1 条** 本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、教育基本法、学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学理と技術を教授研究し、豊かな人間性と確かな倫理観を兼ね備えた有能かつ創造的人材を育成することを目的とする。このことにより、薬学の深化、文化の向上、人類の福祉、地域社会の振興に貢献することを使命とする。

(教育方針の基本)

**第 2 条** 本学は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、これを公表し、教育課程の編成及び学修成果の評価に反映させる。

(自己点検及び自己評価)

**第 3 条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究及び社会貢献の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 自己点検及び自己評価の細部については別に定める。

## 第 2 章 学部、学科、大学院及び学生定員

(学部、学科、大学院及び学生定員)

**第 4 条** 本学に、薬学部、薬科学部及び大学院を置く。

- 2 薬学部薬学科(6年制)を置く。
- 3 薬科学部に医療ビジネス薬科学科(4年制)を置く。
- 4 学部及び学科の入学定員、収容定員は次のとおりとする。

(人)

学部	学 科	さいたまキャンパス		お茶の水キャンパス	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科(6年制)	240	1,440	—	—
薬科学部	医療ビジネス薬科学科(4年制)	30	120	90	360
合計(収容定員)		1,920			

- 5 大学院に関する学則は別に定める。

(教育目標及び研究目標)

**第 5 条** 薬学部及び薬科学部の教育研究に関する目標を次のとおりとする。

(1) 教育目標

ア 薬学部薬学科

創造的医療人、時代と地域社会に適応できる医療人、惻隱の心をもつ医療人、総合医療を実践できる医療人の養成を目標とする。

イ 薬科学部医療ビジネス薬科学科

薬学の広い知識をもち、医療関連産業および医療機関に従事し、地域社会における公衆衛生の向上と国民の福祉・健康の増進に貢献できる人材の養成を目標とする。

(2) 研究目標

ア 薬学部薬学科

(ア) 基礎薬学研究の推進

深い洞察に基づく、基礎薬学研究を積極的に推進する。

(イ) 応用薬学研究の発展充実

基礎研究を基盤とした応用薬学研究を発展充実させ、医療や福祉の増進に貢献する。

(ウ) 国際社会や地域社会との連携

国際社会や地域社会と連携した学術研究を推進する。

(エ) 統合医療の実現を目指した研究の推進

統合医療の実現を目指して、特色ある研究を推進する。

イ 薬科学部医療ビジネス薬科学科

(ア) ヘルスケア研究の推進

ヘルスケアビジネス分野の医療、健康及び生活に関する研究を推進し、超高齢化社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成に貢献する。

(イ) 健康・医療情報の利活用に関する研究の推進

健康・医療情報の利活用に関する研究を発展させ、医療、福祉や健康の増進に貢献する。

(ウ) 国際社会や地域社会との連携

国際社会や地域社会と連携した学術研究を推進する。

(エ) 統合医療の実現を目指した研究の推進

統合医療の実現を目指して、特色ある研究を推進する。

### 第 3 章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

**第 6 条** 本学の修業年限は、薬学部薬学科にあつては6年とし、薬科学部医療ビジネス薬科学科にあつては4年とする。

(在学年限)

**第 7 条** 学生は、修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。

(学 年)

**第 8 条** 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(学 期)

**第 9 条** 学年を分けて次の 2 期とする。ただし、学長が教育上必要と認めるときは、この期間を変更することができる。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

**第 10 条** 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日

(3) 学園創立者記念日（10 月 20 日）

(4) 春季休業 3 月 25 日から 3 月 31 日まで

(5) 夏季休業 8 月 1 日から 8 月 31 日まで

(6) 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

2 学長が必要と認めるときは、前項の休業日を変更し、授業を行うことができる。また、休業日を臨時に定めることができる。

## 第 4 章 授業科目及び単位数

(授業科目及び単位数)

**第 11 条** 授業科目の区分は、必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目とする。

2 本学における各学部の授業科目及び単位数は別表-1 のとおりとする。ただし、教授会の意見を聴いて学長が一部変更することがある。

(副専攻)

**第 11 条の 2** 前条により編成された授業科目のうち、特定分野の授業科目で構成する副専攻プログラムを設置し、その学習成果を認定することとする。

2 副専攻に関して必要な事項は別に定める。

## 第 5 章 履修方法及び単位算定基準

(履修方法及び単位数の上限)

**第 12 条** 学生は、各年次に体系的に配当された所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 各学年で修得できる単位数の上限は、別に定める。

(卒業要件単位数)

**第 13 条** 本学の卒業に必要な単位数は、薬学部薬学科にあつては総計 189 単位

以上、薬学部医療ビジネス薬科学科にあつては総計124単位以上とする。

(履修科目の届出)

**第 14 条** 学生は、指示された場合には選択履修希望の授業科目を届出なければならない。

(授業科目再履修の不認)

**第 15 条** 既に単位を修得した授業科目については、再履修を認めない。

(単位の算定)

**第 16 条** 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

2 前項の規定に関わらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

**第 17 条** 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(メディアを利用して行う授業)

**第 18 条** メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

## 第 6 章 単位の授与

(単 位)

**第 19 条** 履修科目について試験を行い、その試験に合格した者には所定の単位を与える。ただし、論文、報告書、その他をもって試験に代えることができる。

2 実習、演習、実技等については平常の成績により認定することができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

**第 20 条** 教育上有益と認められる場合は、他の大学、専門職大学又は短期大学において、修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

**第 20 条の2** 教育上有益と認められる場合は、短期大学又は高等専門学校の専攻

科若しくは専門学校における学修又はその他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第 20 条の 3** 教育上有益と認める場合は、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位は、編入学及び転学等の場合を除き、第20条、第20条の2において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(成績)

**第 21 条** 成績の評価は秀、優、良、可、不可及び失格の6種をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可及び失格を不合格とする。

(その他)

**第 22 条** この章及び第5章に定めるものの外、科目の履修と成績評価等については、別に定める。

## 第 7 章 卒業、学位及び教職課程

(卒業)

**第 23 条** 本学に所定の修業年限以上在学し、学則に定める授業科目を履修して所定の単位を修得した者であつて、かつ、各学部が定める卒業時に求める資質・能力を修得したと認められた者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

(学位)

**第 24 条** 学長は、卒業を認定した者に対して、薬学部薬学科にあつては学士（薬学）、薬科学部医療ビジネス薬科学科にあつては学士（医療ビジネス薬科学）の学位を授与する。

(教職課程)

**第 24 条の 2** 教育職員免許状を取得しようとする者は、第 22 条及び第 23 条の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則の定めるところに従い、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
薬科学部	医療ビジネス薬科学科	中学校教諭 一種免許状 高等学校教諭 一種免許状	理 科

3 教職課程の履修に関して必要な事項は、別に定める。

## 第 8 章 入学、再入学、編入学、転入学

(入学の時期)

**第 25 条** 入学の時期は学年始めとする。

(入学資格)

**第 26 条** 本学に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者（通常以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者（規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

(入学者の選考)

**第 27 条** 本学に入学を志願する者は、所定の手続きにより願出しなければならない。

2 入学者の選考は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(再入学)

**第 28 条** 再入学を願出した場合、教授会の意見を聴いて学長が再入学を許可することがある。

2 再入学の時期は学年の始めとする。

(編入学)

**第 29 条** 次の各号の一に該当する者が、本学に編入学を願い出たときは、学部に欠員がある場合又は教育上支障がないと認められる場合は、編入学試験を実施し、教授会の意見を聴いて学長が相当年次に編入学を許可することがある。編入学試験の方法は別にこれを定める。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学または高等専門学校を卒業した者及び卒業見込みの者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時間数が1,700時間以上であるものに限る。）を修了した者及び修了見込みの者

2 編入学の時期は、原則として学年始めとする。

(転入学)

**第 30 条** 他の4年制又は6年制大学の在學生で本学に転入学を希望する者があるときは、学部に欠員がある場合又は教育上支障がないと認められる場合は、教授会の意見を聴いて学長が転入学を許可することがある。

2 転入学の時期は、原則として学年始めとする。

(授業科目と単位数の取扱い、修業年限)

**第 31 条** 再入学、編入学、又は転入学を許可された者の既に履修した授業科目と単位数の取扱いは、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

2 修業年限は、第6条の規定にかかわらず教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(入学、再入学、編入学、転入学をしようとする者の手続)

**第 32 条** 入学、再入学、編入学又は転入学を志願し合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書及び住民票記載事項証明等を提出するとともに、入学金等所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、所定の期日までに前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 既納の納入金は、原則として返還しない。ただし、入学前の所定の期日までに入学辞退を申し出た者の入学金を除く納入金についてはこの限りでない。

## 第 9 章 休学、復学、留学、転学部、退学、転学及び除籍

(休 学)

**第 33 条** 学生は、病気又はその他特別の事由のため引続き1か月以上修学不能のとき、所定の手続きにより学長の許可を得てその年次に限り休学することができる。

(休学期間)

**第 34 条** 休学は1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者に限り、さらに1年を限度としての休学を許可することがある。

2 休学期間は第7条の在学年限に算入しない。

(復 学)

**第 35 条** 休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の手続きにより学長の許可を得て復学することができる。

(留 学)

**第 36 条** 外国の大学又は短期大学で修学することを志願する者は、所定の手続きにより学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 7 条に定める在学年限に含めることができる。

3 外国の大学又は短期大学で修得した単位の認定については、第 20 条の規定を準用する。

(転学部)

**第 37 条** 所属学部から他学部へ転学部を志願する者があるときは、転学部を志願する学部欠員がある場合又は教育上支障がないと認められる場合は、所定の手続きにより学長が転学部を許可することがある。

(退 学)

**第 38 条** 学生が退学しようとするときは、所定の手続きにより願出のものとし、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(転 学)

**第 39 条** 他の大学に転学を志願しようとする者は、教授会の意見を聴いて学長の許可を得なければならない。

(除 籍)

**第 40 条** 学長は、次の各号の一に該当する者を教授会の意見を聴いて、除籍することができる。

- (1) 第 7 条に定める年限を超える者
- (2) 第 34 条に定める休学期間を超える者
- (3) 死亡又は 1 年以上行方がわからない者
- (4) 猶予の許可なく授業料その他納入金を滞納し、又は猶予期間が経過してもこれを納付しない者

## 第 10 章 科目等履修生、委託生、研究生、及び外国人学生

(科目等履修生)

**第 41 条** 学部所定の科目中、1 科目、又は数科目について履修を希望する者があるときは、学部の教育及び研究に妨げのない限り、選考の上学長が履修を許可することがある。

2 履修を出願できる者は、第 26 条の規定により本学に入学の資格を有する者に限る。

3 科目等履修生で履修した科目の試験に合格した場合は、所定の単位を与える。

4 科目等履修生として在学した期間は、第 7 条に規定する在学年限には算入しない。

5 科目等履修生として取得した単位は、第 13 条に規定する卒業要件単位数には算入しない。

(証 明)

**第 42 条** 科目等履修生の履修した科目の成績について、本人の願出により成績

証明を交付する。

(期 間)

**第 43 条** 履修を許可する期間は、1年又は前期、後期の1期間とする。ただし、その都度願い出により、引続き履修することを許可することがある。

(委託生)

**第 44 条** 官庁又は公共機関から委託生の願い出があるときは、本学学部の教育及び研究に妨げのない限り、選考の上委託生として学長が入学を許可することがある。

(研究生)

**第 45 条** 本学において特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、教育及び設備に差支えない限り、選考の上研究生として学長が入学を許可することがある。

(外国人学生)

**第 46 条** 外国人であって本学に入学を希望する者があるときは、選考の上学長が入学を許可することがある。

2 入学許可を受けた外国人学生は、本学の正規の学生として学則および諸規程を遵守しなければならない。

(細則への委任)

**第 47 条** 第41条より第46条までについて必要な事項は別に定める。

## 第 11 章 賞罰及び懲戒

(表 彰)

**第 48 条** 学生が、他の模範となる行為のあった場合は、所定の手続きにより学長がこれを表彰することがある。

(懲 戒)

**第 49 条** 学生が、学則及び諸規程に違反し、本学の秩序を乱し、その外学生としての本分に反する行為があった場合、教授会の意見を聴いて学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とし、学長が処分の手続を定める。

3 懲戒は、次の各号の一つに該当する学生に行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の事由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

## 第 12 章 検定料、授業料、試験料等

(検定料)

**第 50 条** 入学、再入学、編入学及び転入学を志願する者並びに科目等履修生、委託生、研究生及び留学生を希望する者は、別表-2 による検定料を納付しなければならない。

(入学時学納金)

**第 51 条** 入学、再入学、編入学及び転入学者は、入学にあたり別表-3 による金額を納付しなければならない。

(学納金等)

**第 52 条** 学生は、納入期限までに別表-3による金額を納付しなければならない。

- 2 実習等で特別に必要とする経費については、実費を徴収することがある。
- 3 再入学、編入学、転入学及び転学部者は再入学、編入学、転入学及び転学部する年次の学生に適用される学納金を納付しなければならない。
- 4 学納金の一部を減免することがある。減免については別に定める。
- 5 科目等履修生、委託生及び研究生については、別表-3による金額を納付しなければならない。
- 6 第 24 条の 2 により教育職員免許状を取得しようとする者は、別表-4による教職課程履修費を納付しなければならない。
- 7 学生が休学の許可を受けた場合は、休学中の授業料等を免除することがある。年度の中途から復学した場合には、当該納期の授業料等を納付しなければならない。
- 8 学生が退学する場合は、その納期に属する授業料等を納付しなければならない。
- 9 学生が停学を命ぜられた場合においても、その停学期間中の授業料等を納付しなければならない。

(納付猶予)

**第 53 条** 授業料等学納金の徴収期において納付困難な場合は、その都度、学長に猶予を願い出てその許可を得なければならない。

- 2 猶予の期間は 3 か月以内とする。ただし、学長がやむ得ない理由があると認められた場合は延納あるいは分割納付を認めることができる。

(試験料その他手数料)

**第 54 条** 試験料は、別表-5による金額を納付しなければならない。

- 2 その他の手数料の種類及びその額については、教授会の意見を聴いて学長が別に定める。

(納付金の返還)

**第 55 条** 既納の検定料、授業料、試験料等はいかなる事由があっても返還しない。

## 第 13 章 教職員組織

(教職員組織)

**第 56 条** 本学に、学園総長、学園副総長、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

- 2 学園総長は、教学を総理する。
- 3 学園副総長は、学園総長を補佐する。
- 4 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 5 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 6 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 7 教授は、専攻分野について教育上、研究上、又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従

事する。

- 8 准教授は、専攻分野について教育上、研究上、又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 10 助教は、専攻分野について教育上、研究上、又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であつて学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 12 事務職員は、事務に従事する。

## 第 14 章 教授会

(教授会)

**第 57 条** 本学に、教授会を置く。

(構成)

**第 58 条** 教授会は、学長、副学長、教授、学園総長及び学園副総長をもって構成する。ただし、准教授、講師及びその他の職員を加えることができる。

(議長)

**第 59 条** 教授会は、学長又は学長が指名した者が議長となる。

(審議)

**第 60 条** 教授会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学則その他諸規程に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学位授与に関する事項
- (4) 学生の入学、退学、転学、卒業、除籍、懲戒に関する事項
- (5) 教員の資格審査に関する事項
- (6) その他、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(記録)

**第 61 条** 教授会の議事は、学長の責任においてこれを記録し保存するものとする。

## 第 15 章 附属施設

(図書館)

**第 62 条** 本学に図書館を置く。

2 図書館の管理運営については別に定める。

(薬用植物園)

**第 63 条** 本学に薬用植物園を置く。

2 薬用植物園の管理運営については別に定める。

(漢方資料館)

**第 64 条** 本学に木村孟淳記念漢方資料館を置く。

2 木村孟淳記念漢方資料館の管理運営については別に定める。

(動物実験棟)

**第 65 条** 本学に動物実験棟を置く。

2 動物実験棟の管理運営については別に定める。

## 第 16 章 厚生保健

(保 健)

**第 66 条** 本学に保健衛生を管理するために医務室を置く。

2 学生は定期健康診断を受けなければならない。

3 学生は、感染症の予防に必要な予防接種を接種するよう努めなければならない。

4 学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適當な者及び学業履修が困難と判定された者に対して治療を命じ、又は登学を停止し、或いは休学を命じることがある。

## 第 17 章 研修宿泊棟

(研修宿泊棟)

**第 67 条** 本学に研修宿泊棟を置く。

2 研修宿泊棟に関する規程は別にこれを定める。

## 第 18 章 公開講座

(公開講座)

**第 68 条** 本学が有する学識を一般社会人の教養・文化の向上に資するために、本学に公開講座を設けることができる。

## 第 19 章 その他

(改 廢)

**第 69 条** この学則の改廢は、理事会の承認を得て行い、設置者がこれを文部科学大臣に届出るものとする。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成18年4月の入学生から適用し、既入学生に対しては、平成16年4月施行の学則を適用する。

## 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

平成21年4月1日施行の学則の附則について、平成24年11月1日をもって、「平成20年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。」とする。

## 附 則

この学則は、平成21年8月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日以降入学した学生から適用する。ただし、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条及び第58条については平成22年5月1日から適用する。

## 附 則

平成23年4月1日施行の学則の附則について、平成24年11月1日をもって、「平成22年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。」とする。

## 附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。平成24年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。

## 附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、履修に関する第4～6章については、平成27年度は、1年次制に適用し、その他の年次性については従前の履修に関する規程を適用するとともに、平成28年度以降、適用学年を年次進行で拡大していく。

## 附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、教職課程の履修及び別表-1 授業科目表等については、令和6年度は1年次生に適用し、その他の年次生については従前の規程を適用するとともに、令和7年度以降、適用学年を年次進行で拡大していく。

#### 附 則

1. この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生に対しては、従前の規程を適用する。
2. 薬学部医療ビジネス薬科学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

#### 附 則

1. この学則は、令和8年4月1日から施行する。
2. 令和7年度以前から在学する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。

別表-1 「授業科目及び単位数」

別表-2 「検定料」

別表-3 「学納金（入学時）」

「学納金（2年次以降）」

「学納金（科目等履修生、委託生、研究生）」

別表-4 「教職課程履修費」

別表-5 「試験料」

## 授業科目及び単位数

薬学部・薬学科  
全学共通必修科目

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
統合医療入門	1		
大学での学び	1		

英語及び薬学導入科目

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
英語 I	1		
英語 II	1		
英語 III	1		
英語 IV	1		
薬学原書講読 I	1		
薬学原書講読 II	1		
薬学化学	1		
総合薬学科学	4		
薬学数学	1		
情報リテラシー	1		
コンピューター科学	1		
国語表現論	1		
フレッシュャーズセミナー	1		

薬学教育専門科目 (コアカリ準拠)

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
ファーマシューティカルケア I	1		
ファーマシューティカルケア II	1		
医薬品開発論	2		
薬事関係法規 I	1		
薬事関係法規 II	1		
基礎物理分析	2		
エネルギーと平衡	2		
溶液と反応速度	2		
容量分析法	2		
分光分析と分離分析	2		
構造解析と薬学応用分析	2		
有機化学 I	2		
有機化学 II	2		
有機化学 III	2		
生物有機化学	2		
医薬品化学	2		
生薬学	2		
天然資源医薬品化学	2		
生体分子とエネルギー代謝	2		
遺伝子の分子生物学	2		

病原微生物学	2		
人体を構成する器官	2		
生体の構造と機能	2		
細胞の分子生物学	2		
免疫学	2		
薬理Ⅰ	2		
薬理Ⅱ	2		
薬理Ⅲ	2		
薬理Ⅳ	2		
薬理Ⅴ	2		
薬理Ⅵ	2		

## 薬学教育専門科目（コアカリ準拠）

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
病態・薬治Ⅰ	2		
病態・薬治Ⅱ	2		
病態・薬治Ⅲ	2		
病態・薬治Ⅳ	2		
病態・薬治Ⅴ	2		
セルフメディケーション	2		
薬物体内動態	2		
薬物動態解析	2		
製剤基礎	2		
製剤設計	2		
医薬品情報	2		
生活環境と健康	2		
社会と健康	2		
食品と健康	2		
化学物質の生体影響	2		
実務事前学習	2		
実務事前実習Ⅰ	1		
個別化医療	2		
実務事前実習Ⅱ	4		
実務実習	20		
卒業研究	10		
基礎科学実習	1		
生物化学実習	1		
生薬・漢方実習	1		
物理・分析化学実習	1		
有機化学実習	1		
遺伝子・免疫実習	1		
環境・健康科学実習	1		
薬理・薬物治療実習	1		
薬物動態・製剤実習	1		
個別化医療実践	1		

## 薬学教育専門科目

漢方による統合医療の応用	1		
地域と大学	1		
在宅医療学Ⅰ	1		
在宅医療学Ⅱ	1		
薬学特別演習ⅠA	1		
薬学特別演習ⅠB	1		
薬学特別演習Ⅱ	1		
薬学特別演習Ⅲ	1		
薬学総合演習Ⅰ	3		
薬学特論	4		
薬学総合演習Ⅱ	4		

## 選択必修科目

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
薬学特別演習 I C		1	
薬学特別演習 I D		1	
生活習慣病学		1	
臨床栄養学		1	
機能性食品学		1	
医薬品食品相互作用学		1	
薬局管理学		1	
漢方古典講読		1	
漢方治療学		1	
漢方薬理学		1	
漢方処方解析学		1	
漢方臨床治療学		1	
実践医療統計学		1	
医薬品治験学		1	
症例解析学		1	
実践医療薬学		1	
臨床腫瘍薬学		1	

## 全学共通選択科目

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
心理学入門		1	
倫理学		1	
人の行動		1	
地球環境と社会		1	
経営学入門		1	
日常生活と法		1	
法学入門		1	
日本国憲法		2	
入門英会話		1	
実践英会話		1	
入門韓国語		1	
実践韓国語		1	
オフィスアプリケーション I		2	
オフィスアプリケーション II		2	
データサイエンス入門		2	
オフィスアプリケーション III		2	
プログラミング基礎		2	
メディアコンテンツ基礎		2	
メディアコンテンツ応用		2	
Python プログラミング基礎と応用		2	
Python を使った統計解析の基礎		2	
データサイエンスのための Excel		2	

## 薬学選択科目

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
基礎化学特論			1
基礎生物学特論			1
薬学物理			1
海外薬学研修プログラム			1
薬学実践実習			1

## 自由科目

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	自由単位数
体育			1
馬術			1
夏季集中体育実技			1
冬季集中体育実技			1
海外研修プログラムⅠ			1
海外研修プログラムⅡ			1
海外研修プログラムⅢ			1
海外研修プログラムⅣ			1
インターンシップ実践			1

## 授業科目及び単位数

## 薬科学部・医療ビジネス薬科学科

## 必修科目〈学科共通〉

[ビジネス薬学コース・情報薬学コース・韓国薬学コース・スポーツ薬学コース・栄養薬学コース]

## 全学共通必修科目

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
統合医療入門	1		
大学での学び	1		

## 学科基礎科目

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
生物の基礎	2		
生活の化学	2		
数学・統計学の基礎	2		
情報リテラシー	2		
英語Ⅰ	1		
英語Ⅱ	1		
英語Ⅲ	1		

## 学科専門科目

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
人体の構造と働きⅠ	2		
薬理学Ⅰ	2		
医薬品の適正使用	2		
医事薬事関連法	2		
公衆衛生学	2		
医薬品の化学	2		
コミュニケーションスキル・トレーニング*	2		
発想法と問題解決研究 (SGD)	2		
卒業研究	10		

## 選択必修科目【ビジネス薬学コース】

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
医療経済学		2	
医療ビジネス実務論		2	

## 選択必修科目【情報薬学コース】

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
診療情報管理論基礎		2	
診療情報管理論		2	

## 選必修科目【韓国薬学コース】

授 業 科 目	必修単位数	選必修単位数	選 択 単 位 数
韓国薬学概論Ⅰ		2	
韓国薬学概論Ⅱ		2	

## 全学共通選必修科目

授 業 科 目	必修単位数	選必修単位数	選 択 単 位 数
心理学入門		1	
倫理学		1	
人の行動		1	
地球環境と社会		1	
経営学入門		1	
日常生活と法		1	
法学入門		1	
日本国憲法		2	
入門英会話		1	
実践英会話		1	
入門韓国語		1	
実践韓国語		1	
オフィスアプリケーションⅠ		2	
オフィスアプリケーションⅡ		2	
データサイエンス入門		2	
オフィスアプリケーションⅢ		2	
プログラミング基礎		2	
メディアコンテンツ基礎		2	
メディアコンテンツ応用		2	
Python プログラミング基礎と応用		2	
Python を使った統計解析の基礎		2	
データサイエンスのための Excel		2	

## 選必修科目【ビジネス薬学・情報薬学・韓国薬学コース】

授 業 科 目	必修単位数	選必修単位数	選 択 単 位 数
日本語Ⅰ			1
日本文化Ⅰ			2
日本語Ⅱ			1
日本文化Ⅱ			2
日本語Ⅲ			1
日本文化Ⅲ			2
日本語Ⅳ			1
日本文化Ⅳ			2
診療報酬請求論Ⅰ			2
診療報酬請求論Ⅱ			2
診療報酬請求論Ⅲ			2
診療報酬請求論Ⅳ			2
医療経営概論			2

病院・薬局管理学			2
医療経営学			2
化学講義			2
生物学講義			1
生物学基礎実験			2
物理学講義			2
地学講義			1
化学基礎実験			1
物理学・地学基礎実験			2
生命をミクロに理解する			2
会計・簿記Ⅰ			2
会計・簿記Ⅱ			2
財務・会計			2
医療会計			2
経営戦略論			2
販売戦略論			2
起業論			2
金融論			2
ファイナンシャル・プランニング論			2
ヘルスマネジメント論			2
社会生活と法			2
社会生活と経済			2
リスクマネジメント			2
病態と治療Ⅰ			2
病態と治療Ⅱ			2
病態と治療Ⅲ			2
微生物と生体防御			2
臨床医学総論			2
医療情報演習Ⅰ			2
病態と治療Ⅳ			2
医療情報演習Ⅱ			2
生活習慣と病気			2
医薬学英语			2
医療統計学			2
医療情報学			2
診療情報管理演習Ⅰ			2
診療情報管理演習Ⅱ			2
韓国文化Ⅰ			2
栄養学概論			2
韓国文化Ⅱ			2

栄養生理学			2
韓国研修プログラムⅠ			2
韓国文化Ⅲ			2
接遇・ホスピタリティ			2
韓医学			2
美容論			2
韓国研修プログラムⅡ			2
基礎化粧品論			2
応用化粧品論			2
韓国研修プログラムⅢ			2
現代医療の中の漢方			2
医療倫理学			2
人体の構造と働きⅡ			2
生薬学			2
一般用医薬品学			2
薬理学Ⅱ			2
機能性食品学			2
疾病と治療薬			2
夏季集中体育実技			1
冬季集中体育実技			1
球技系種目Ⅰ			2
球技系種目Ⅱ			2
馬術			1
現代社会とヘルスケアビジネスの現状			1
キャリアデザインⅠ			2
キャリアデザインⅡ			2
キャリアデザインⅢ			2
キャリアデザインⅣ			2
e-スポーツ概論			1

選択必修科目【スポーツ薬学コース】

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
スポーツ科学概論		2	
フィットネス実習		1	
アンチ・ドーピング		2	
スポーツマネジメント学		2	
研究方法論演習		1	

## 選択必修科目【栄養薬学コース】

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
食品微生物学		2	
衛生科学		2	
薬膳文化論		2	
栄養・薬粧品実習		1	
研究方法論演習		1	

## 選択科目【スポーツ薬学・栄養薬学コース】

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
日本語Ⅰ			1
日本文化Ⅰ			2
日本語Ⅱ			1
日本文化Ⅱ			2
日本語Ⅲ			1
日本文化Ⅲ			2
日本語Ⅳ			1
日本文化Ⅳ			2
化学講義			2
生物学講義			2
生物学基礎実験			1
物理学講義			2
地学講義			2
化学基礎実験			1
物理学・地学基礎実験			1
生命をミクロに理解する			2
基礎科学実習			1
生物化学実習			1
物理・分析化学実習			1
有機化学実習			1
遺伝子・免疫実習			1
運動生理学			2
スポーツバイオメカニクス			2
スポーツ医学			2
トレーニング学			2
スポーツ栄養学			2
スポーツ心理学			2
メンタルヘルスマネジメント			2
効率的な動きの解剖学			2
体力測定評価学			2

スポーツキャリア			1
運動生化学			2
健康づくりプログラム論			2
スポーツと情報戦略			2
アスレティックトレーナー論			2
発育発達に応じたトレーニング			2
食品科学 I			2
基礎化粧品論			2
栄養学概論			2
応用化粧品論			2
栄養生理学			2
食品分析科学			2
食品加工			2
香料論			2
薬草文化論			2
美容論			2
臨床栄養学			2
漢方養生論			2
食品医薬品相互作用論			2
健康食品学			2
食品科学 II			2
医療と倫理			2
健康科学概論			2
生薬学			2
一般用医薬品学			2
健康増進学			2
くすりの生体内運命			2
機能性食品学			2
疾病と治療薬			2
夏季集中体育実技			1
球技系種目 I			2
サッカー I			2
実践体育実技 I			2
ニュースポーツ I			2
コンディショニング実習			1
冬季集中体育実技			1
球技系種目 II			2
サッカー II			2
実践体育実技 II			2
ニュースポーツ II			2
馬術			1
スポーツ科学概論			2

現代社会とヘルスケアビジネスの現状			1
キャリアデザイン演習Ⅰ			1
e-スポーツ概論			1
企画実践実習			1
キャリアデザイン演習Ⅱ			1
キャリアデザイン演習Ⅲ			2

## 自由科目

授 業 科 目	必修単位数	選択必修単位数	自由単位数
教職概論			2
教育基礎論（原理・教育史）			2
教育の心理学			2
理科教育法Ⅰ			2
教育制度（法規・制度・行政）			2
生徒指導・進路指導論			2
理科教育法Ⅱ			2
教育課程論			2
教育相談			2
薬学物理			1
理科教育法Ⅲ			2
ICTを活用した教育方法・技術論			2
道徳教育			2
理科教育法Ⅳ			2
特別支援教育概論			1
特別活動・総合的な学習の時間の指導法			2
教育実習研究（事前事後指導を含む）			1
教育実習Ⅰ			2
教育実習Ⅱ			2
教職実践演習（中・高）			2
海外研修プログラムⅠ			1
海外研修プログラムⅡ			1
海外研修プログラムⅢ			1
海外研修プログラムⅣ			1
インターンシップ実践			1
コーオペ教育プログラム			1

## 別表-2

## 検定料

項 目	納付金額
入学検定料	35,000 円
入学検定料 (大学入試センター試験 利用入学試験の場合)	18,000 円
検定料 (科目等履修生、委託 生、研究生、留学生)	10,000 円

科目等履修生等において、年度を超えて引き続き履修する場合は、検定料と同額の登録料を納付する。

## 別表-3

## 学納金 (入学時)

## 薬学部薬学科

項 目	納付金額 (入学時のみ)
入学金	300,000 円
授業料	1,500,000 円
教育充実費	200,000 円
施設充実費	300,000 円
合 計	2,300,000 円

## 薬科学部医療ビジネス薬科学科

項 目	納付金額 (入学時のみ)
入学金	300,000 円
授業料	1,100,000 円
教育充実費	100,000 円
施設充実費	100,000 円
合 計	1,600,000 円

## 学納金 (2年次以降)

## 薬学部薬学科

項 目	納付金額 (年額)
授業料	1,500,000 円
教育充実費	200,000 円
施設充実費	300,000 円
合 計	2,000,000 円

## 薬科学部医療ビジネス薬科学科

項目	納付金額 (年額)
授業料	1,100,000 円
教育充実費	100,000 円
施設充実費	100,000 円
合計	1,300,000 円

## 学納金 (科目等履修生、委託生、研究生)

項目	納付金額 (年額)
科目等履修生	1 単位につき 20,000 円 (本学卒業生は 10,000 円)
委託生	
研究生	

別表-4

## 教職課程履修費

項目	納付金額 (年額)
教職課程履修学生	1 年次 8,000 円
	2~4 年次 各 15,000 円

介護等体験、教育実習及び免許状交付等の費用は、別途納付とする。

別表-5

## 試験料

項目	納付金額
特別試験料	1 科目につき 3,000

# 日本薬科大学 薬科学部医療ビジネス薬科学科履修規程

## 第 1 章 総 論

(目 的)

**第 1 条** この規程は、本学の薬科学部医療ビジネス薬科学科の学生（以下、「学生」という。）が、科目の履修にあたり、履修の方法、授業時間及び単位、授業の出欠、試験、成績評価、進級及び卒業等について必要な事項を定めることを目的とする。

(履修科目)

**第 2 条** 学生は、この規程に基づき、日本薬科大学学則（以下「学則」という）別表-1「授業科目表」に定める科目を履修しなければならない。

2 学生は、上位年次の科目は履修できない。ただし、下位年次の科目は、未修得科目がある場合及び学生が選択科目及び自由科目の修得を希望する場合に履修することができる。

3 副専攻プログラムの修了認定を受けようとする学生は、本規定のほか「副専攻規程」に定める単位を修得しなければならない。

4 教育職員免許状を取得しようとする学生は、本規程のほか「教育職員免許課程履修規程」に定める単位を修得しなければならない。

**第 2 条の 2** 各学年で修得できる単位数の上限は49単位とする。

2 各学年で修得できる単位数から除外できる科目は、別に定める。

## 第 2 章 履 修 方 法

(科目履修方法)

**第 3 条** 必修科目は、すべての科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 選択必修科目は、ビジネス薬学コース、情報薬学コース、韓国薬学コース、スポーツ薬学コース、栄養薬学コースそれぞれに対応した科目をすべて履修し、その単位を修得しなければならない。

3 選択科目は、学則別表-1の「授業科目表」により選択履修し、その単位を修得しなければならない。この際、ビジネス薬学コース、情報薬学コース、韓国薬学コース、スポーツ薬学コース、栄養薬学コースそれぞれに対応したコース系選択科目から12単位以上を修得しなければならない。また、学部共通選択科目のうち、人文科学系、社会科学系及び語学系科目からそれぞれ1科目以上、データサイエンス系科目からは2科目以上を履修し単位を修得しなければならない。

4 自由科目は、当該年次、コースに配当されている科目を選んで履修しその単位を修得することができる。この際、理科教職系科目の単位は卒業要件単位数に含まれないが、実践アドバンスト科目の単位は卒業要件単位数に含むことができる。

5 履修登録等の手続きは、別に定める。

(メディアを利用して行う授業の履修)

**第 3 条の 2** 学生は、メディアを利用して行う授業は、修業年限において60単位を上限として履修できる。

2 メディアを利用して行う授業の履修の細部は、別に定める。

## 第 3 章 授 業 時 間 及 び 単 位

(授業時間と単位数)

**第 4 条** 1コマの授業は1.5時間とし、講義及び演習においては7～15コマを1単位とする。

2 実習においては、20～30コマをもって1単位とする。

## 第 4 章 授 業 の 出 欠

(出欠調査の担任)

**第 5 条** 出欠の判断は、科目担当教員によるものとする。

2 出欠調査の要領は、別に定める。

(遅刻・早退の基準)

**第 6 条** 遅刻及び早退は、累計 3 回をもって欠席 1 回分とする。

2 遅刻及び早退の判断は、科目担当教員によるものとする。授業においては原則として授業開始後 15 分までの入室を遅刻、終了 15 分前以降の退出を早退とすることを基準とする。試験においては原則として認めない。

3 交通機関の事故等によりやむなく遅刻する場合等の判断、遅刻時の手続きは別に定める。

(調査後の退出)

**第 7 条** 出欠調査後、科目担当教員の許可なく教室、実習室等を退出した場合は、その時間を欠席とする。

(出席の不正)

**第 8 条** 出欠調査にあたって不正行為がなされた場合は、これを依頼または作為した学生も含めて、その科目を「欠席」とするほか、懲戒することがある。

(失格科目)

**第 9 条** 出席が、その科目の授業時間全体の 3 分の 2 に満たないときは、当該科目は「失格」科目となり、成績判定を行わない。

2 「実習」の欠席は、原則として認めない。

(欠席時の手続き)

**第 10 条** 授業または試験の欠席時の手続きは、別に定める。

2 授業において公欠とし、欠席日数に算入しない場合は、次のとおりとする。

- (1) 2 親等以内の親族の死亡の場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症の場合
- (3) 大学が予め承認した公的行事または課外活動等に参加する場合
- (4) 就職活動等により、やむを得ず欠席する場合
- (5) 学長がやむを得ないと認めた場合

## 第 5 章 試験

(試験の種類)

**第 11 条** 試験には、定期試験、追試験、特別試験、模擬試験、臨時試験がある。

(定期試験)

**第 12 条** 定期試験は、原則として前期及び後期の各期末に行う。

(追試験)

**第 13 条** 病気またはその他やむを得ない事由により、定期試験を受けることができなかった学生には、1 回に限り追試験を行う。

(特別試験)

**第 14 条** 4 年次において欠点科目を有する場合、当該科目に合格すればその年度に卒業できる見込みの者のみに限り、特別試験を受けることができる。

(模擬試験、臨時試験)

**第 15 条** 教育上必要な場合に、模擬試験、臨時試験を行うことがある。

(試験実施要領)

**第 16 条** 各試験は、別に定める試験実施要領に従って実施する。

## 第 6 章 成績評価

(成績評価の基準)

**第 17 条** 成績評価は、次の評語をもって表わし、「可」以上を合格とする。

評 語	成 績
秀	100点 ~ 90点

優	89点 ~ 80点
良	79点 ~ 70点
可	69点 ~ 60点
不可	59点以下 (欠点科目)
失格	出席時間数不足科目 (失格科目)

(GPA制度)

**第 18 条** 前条の評価に基づき、グレード・ポイント・アベレージ (GPA) を算出する。GPA 制度に係わる実施要項は、別に定める。

(レポート等の評価)

**第 19 条** レポート・論文等で成績を評価する科目については、提出期限を遵守しない場合は成績評価を行なわない。ただし、やむを得ない事由により科目担当教員の許可を得た場合はこの限りでない。

(不正対応)

**第 20 条** 試験において不正行為を行った場合は、不正を行った学生 (補助した学生も含む。) の当該科目の成績を 0 点とする。

2 当該学生のその学年で履修する全ての科目も、実習を除き、その成績を 80% に減じる。

3 特に悪質な学生に対しては、学則により懲戒することがある。

(成績評価の不開示)

**第 21 条** 学納金の納入猶予に関する所定の手続きがなく、学納金、その他の納入金が納入されないときは、定期試験を受けることはできるが、成績評価の開示を受けることはできない。

(単位の認定)

**第 22 条** 履修科目について、成績評価により「可」以上の成績を得たときは、その単位を認定する。

(学外にて修得した単位等の認定)

第 22 条の 2 1 年次に入学した学生の既修得単位、協定大学の授業履修による修得単位及び**教育上有益と認められる資格取得等**、学外にて修得した単位等は、申請により本学の履修科目の単位の読み替えて認定することができる。この際、認定単位数の合計は、60 単位を上限とする。

2 学外にて修得した単位等の認定の手続きは、別に定める。

## 第 7 章 進級及び卒業

(進級判定)

**第 23 条** 次の学年に進級するには、1 科目以上の成績判定を必要とする。

2 休学した場合は、進級を許されず留年となる。

3 2 年次から 3 年次へ進級するには、1 年次の必修科目及び選択必修科目を全て合格し単位を認定されなければならない。

4 3 年次から 4 年次へ進級するには、1 ~ 3 年次の修得単位が合計 82 単位以上でなければならない。

(留年者)

**第 24 条** 留年者は、当該学年及び下位学年の単位を認定されていない必修科目及び選択必修科目を再履修しなければならない。

(卒業判定)

**第 25 条** 4 年次末において、学則に定める卒業に必要な単位を修得した学生は、卒業資格を有するものとする。

## 第 8 章 卒業研究

(卒業研究)

**第 26 条** 学生は、4年次において卒業研究指導教員の下で卒業研究を履修し、単位を修得しなければならない。

## 第 9 章 その他

(補習授業)

**第 27 条** 学生の学力強化のため、科目担当教員の計画により、補習授業を行うことがある。補習授業には、特に指定された学生は、必ず出席しなければならない。

(改 廃)

**第 28 条** この規程の改廃は、教授会の意見を聞いて学長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日より施行する。

## 日本薬科大学薬科学部医療ビジネス薬科学科教育職員免許課程履修規程

(目 的)

**第 1 条** この規程は、日本薬科大学学則第 24 条の 2 の規定に基づき、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得しようとする者の免許状の種類及び取得するための課程（以下「教職課程」という。）の履修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(免許状の種類)

**第 2 条** 本学において取得できる免許状の種類は次のとおりとする。

学部	学 科	免許状の種類	免許教科
薬科学部	医療ビジネス薬科学科	中学校教諭 一種免許状	理 科
		高等学校教諭 一種免許状	

(履修カリキュラム)

**第 3 条** 免許状を取得しようとする者は、別表に定める授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

2 中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「介護等体験特例法」に則り介護等の体験を行わなければならない。

(履修手続き)

**第 4 条** 教職課程を履修しようとする者は、教職課程履修願（別紙 1）を提出しなければならない。

2 教職課程の履修を取り消そうとする者は、教職課程履修辞退願（別紙 2）を提出しなければならない。

(教育実習の履修要件)

**第 5 条** 教育実習を履修するにあたっては、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)原則として、別表で指定された授業科目の単位を修得していること。

(2)教育実習の履修年度において、卒業及び免許状取得について見込みがあること。

(改 正)

**第 6 条** この規程の改廃は、教授会の意見を聞いて学長が定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

履修年次		各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等※		教科に関する専門的事項に関する科目※			施行規則第66条の6に定める科目		
年次	学期	科目名	必修	科目名	必修	選択	科目名	必修	選択
1 年次	前期			生活の化学		2	入門英会話		1
				生物の基礎		2	球技系種目Ⅰ		2
				人体の構造と働きⅠ		2	夏季集中体育実技		1
	後期	教育基礎論(原理・教育史)	2	生薬学		2	日本国憲法	2	
		教職概論	2	地球環境と社会		1	実践英会話		1
		教育の心理学	2	化学講義	2		球技系種目Ⅱ		2
			生物学講義	2		冬季集中体育実技		1	
				生物学基礎実験	1		情報リテラシー	2	
				生命をミクロに理解する		2			
2 年次	前期	理科教育法Ⅰ	2	物理学講義	2				
		教育制度(法規・制度・行政)	2	地学講義	2				
		生徒指導・進路指導論	2	化学基礎実験	1				
				薬理学Ⅰ		2			
					栄養学概論		2		
	後期	理科教育法Ⅱ	2	物理学・地学基礎実験	1				
教育課程論		2	栄養生理学		2				
教育相談		2	薬学物理		1				
3 年次	前期	理科教育法Ⅲ	2	公衆衛生学		2			
		道德教育(中免のみ)	2						
		ICTを利用した教育方法・技術論	2						
	後期	理科教育法Ⅳ	2	医薬品の化学		2			
		特別支援教育概論	1	疾病と治療薬		2			
		特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2						
4 年次	前期	教育実習研究(事前事後指導を含む)	1						
		教育実習Ⅰ	2						
		教育実習Ⅱ(中免は必修)	2						
	後期	教職実践演習(中・高)	2						
		合計単位	36	合計単位	11	24		4	10

教育実習の履修については、※の科目の1・2年次における必修科目を修得していること。

別紙 1

## 教職課程履修願

年 月 日

日本薬科大学 教務部長殿

学 科 医療ビジネス薬科学科

学 籍 番 号

氏 名

保護者氏名

教職課程を履修したいので、下記の通り申請します。

記

取得を希望する免許

教科	免許状の種類
理科	高等学校教諭一種免許状
	中学校教諭 一種免許状

別紙 2

## 教職課程履修辞退願

年 月 日

日本薬科大学 教務部長殿

学 科 医療ビジネス薬科学科

学 籍 番 号

氏 名

保護者氏名

教職課程の履修を辞退したいので、下記の通り申請します。

記

履修辞退を希望する免許

教科	免許状の種類
理科	高等学校教諭一種免許状
	中学校教諭 一種免許状

(履修辞退の理由)